

令和6年12月16日

P T A 会 員 各 位

茨城県立石岡第一高等学校
P T A 会 長 磯 山 健 史
学 校 長 櫻 井 隆 之

P T A 臨 時 総 会 (書 面 審 議) の ご 案 内

寒冷の候、会員の皆様にはますます御清栄のこととお喜び申し上げます。平素は本校の P T A 活動にご理解とご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、P T A 支部活動が近年低迷している現状を踏まえて、5月には各支部の総会において意見を伺うとともに、10月には会員の皆様にも P T A 支部活動及び委員会活動に関するアンケートを実施させていただきました。その結果をもとに、11月28日に P T A 本部役員・支部長会議を開催して、次年度以降の支部活動等のあり方について協議しました。協議の結果、「P T A 支部の廃止」とそれに関連した活動等の変更を会員の皆様に提案することとなりました。つきましては、P T A 会則・その他の規約の改正が必要となるため、臨時の P T A 総会 (書面審議) を下記のとおり実施いたしたく、ご案内申し上げます。なお、年末・年始の多忙な時期であることを考慮して、臨時総会は集会形式ではなく、書面による審議、書面表決書の提出については Google Form (Q R コード) を使用した回答 (送信) とさせていただきますのでご了承ください。

今後とも、本校の P T A 活動にご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 審議日 (回答期間) 令和6年12月16日 (月) ~ 令和7年1月10日 (金)
- 2 書面表決書の提出 下記の Q R コードを読み取り、必要事項を入力して送信してください
- 3 議案 別紙資料1・2のとおり
- 4 書面審議の結果の通知 令和7年1月17日頃に学校ホームページに掲載予定

※臨時 P T A 臨時総会についての問い合わせは茨城県立石岡第一高等学校渉外部までお願いします。TEL (0 2 9 9) 2 2 - 4 1 3 5

※書面表決書の未回答は、承認 (賛成) するに含むものとさせていただきます。

< 読み取り Q R コード >



(別紙資料1)

石岡第一高等学校PTA臨時総会資料

1 議案

令和7年度からのPTA支部組織及び委員会活動の変更について、次の(1)～(4)の事項について提案いたします。

- (1) PTA支部組織を令和6年度末(令和7年3月31日)で廃止する。
- (2) (1)に伴い、以下の役員、委員会組織もあわせて廃止する。
 - ①支部長、理事の役職を廃止する。
 - ②支部から選出していた生徒指導委員、広報委員の選出を取りやめる。
 - ③②に関連して、生徒指導委員会、広報委員会を廃止する。また、PTA本部役員の役職である生徒指導委員長を廃止する。
- (3) 支部長、理事の廃止に伴い、「理事会」の名称を「PTA運営会議」に変更する。
- (4) 上記(1)～(3)を実施するにあたって、PTA会則及び役員選考委員会規約を改正し、令和7年4月1日から新規約を適用する。また、生徒指導委員会規約、広報委員会規約については廃止する。なお、対象となる会則・規約の条文は次の①・②のとおり。

①PTA会則で改正(表現変更又は削除)となる条文(別紙資料参照)

第1条、第5条、第5条2、第6条(6)・(7)、第9条、第10条、第11条

②PTA役員選考委員会規約で改正(表現変更又は削除)となる条文(別紙資料参照)

第2条(2)・(3)・(4)、第3条、第4条2

*改正の対象となる条文の内容(現行・改正後)は別紙資料2を参照。

*上記の議案(1)～(4)については支部組織を廃止することに伴う一連の変更のため、個別の審議とせず一括での審議・議決とします。

2 書面表決書の提出について

「PTA臨時総会(書面審議)のご案内」の文書に印刷されているQRコードを読み取り、必要事項を入力の上、ご回答(送信)ください(この回答をもって、書面表決書の提出に替えさせていただきます)。なお、2人以上お子様が在籍している場合は、いずれか1人の回答で結構です。入力していただく項目に、学年、組、出席番号などの情報が必要となりますので、わからない場合にはお子様にご確認をお願いいたします。

(別紙資料2：PTA会則、役員選考委員会規約の改正案)

*資料の見方について

現行の会則(規約)の条文について、下線部が改正の必要となる箇所となります。なお、該当条文(現行)のあとに、改正案が表記してありますので、ご確認をお願いします。

1 茨城県立石岡第一高等学校PTA会則(抜粋)

第1章 名称

第1条 本会は、茨城県立石岡第一高等学校PTAと称し、その事務所を本校内に置き、各地域に支部を置く。

* (改正案) 1条の下線部 → 「**その事務局を本校内に置く**」に表現変更

第5章 役員と任務

第5条 本会には、次の役員を置く。

本部に次の役員を置く。以下、「本部役員」とする。

会長 1名 役員選考委員会で選考し、理事会で決定後、総会で承認する。

副会長 3名 (保護者2名、校長)役員選考委員会で選考し、理事会で決定後、総会で承認する。

顧問 若干名 役員選考委員会で選考し、理事会で決定後、総会で承認する。

会計監査 3名 役員選考委員会で選考し、理事会で決定後、総会で承認する。

幹事 若干名 本会会員より会長がこれを委嘱する。

生徒指導委員長1名 役員選考委員会で選考し、理事会で決定後、総会で承認する。

(改正案) * 5条下線部4カ所の「理事会」の表記 → 「**PTA運営会議**」に変更

* 5条の生徒指導委員長についての一文 → **削除**

2 支部に次の役員を置く。以下、「支部役員」とする。

支部長 各支部より1名を選出する。

理事 各支部より若干名を選出する。

(改正案) 5条2 → **全文削除**

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

(1) 会長は、会務を総括し、本会を代表する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、これを代理する。

(3) 顧問は、会長の諮問に応じる。

(4) 会計監査は、会計を監査する。

(5) 幹事は、庶務会計を担当する。

(6) 支部長は、支部を代表し、会務を審議する。

(7) 理事は、支部長を補佐し、会務を審議する。

(改正案) 6条(6)・(7) → **全文削除**

第6章 集会

第9条 本会は、毎年1回定期総会を開く。その他必要に応じて臨時総会を開くことができる。ただし、緊急決議を要する場合は、理事会をもってこれに代えることができる。

なお、総会は正会員の2分の1以上の出席をもって成立する。また委任状を提出した者も出席者の数に加えるものとする。

(改正案) 9条の下線部の表現 → **P T A 運営会議**に変更

第10条 本部役員、支部役員及び専門委員会委員長をもって理事会を構成し会務の審議にあたる。

(改正案) 10条下線部 → 「支部役員」(削除)、理事会(表現変更)

本部役員、専門委員会委員長をもってP T A 運営会議を構成し会務の審議にあたる。

第11条 支部会は、年1回以上開催し、役員の選出及び本会の事業の推進に務める。

(改正案) 11条 → **全文削除**

2 茨城県立石岡第一高等学校P T A役員選考委員会規約(抜粋)

第2条 本委員会の目的及び活動は、次のとおりである。

(1) 本校P T A活動に理解と協力を得ることができる役員の選考を行う。

(2) 各支部からの推薦者の中から適任である新役員を選考し、理事会へ推薦する。

(改正案) 2条(2)表現を実情に合わせて次のように変更

P T A活動アンケートなどを参考資料として、適任である新役員を選考し、P T A運営会議へ推薦する。

(3) 各支部からの推薦者がいない場合は、適任である新役員を選考し、理事会へ推薦する。

(4) 新役員選考について各支部との公平な連絡調整を行う。

(改正案) 6条(3)・(4) → **全文削除**

第3条 本委員会は、本部役員、支部長若干名の本校職員により組織する。

2 委員の任期は、新役員承認までとする。

(改正案) 3条の下線部 → 削除

第4条 本委員会は、次の役員を置く。

委員長 1名 副委員長 1名

2 役員は、本部役員が推薦し、支部長・本校職員に承認される。

(改正案) 4条の2下線部 → **削除**